

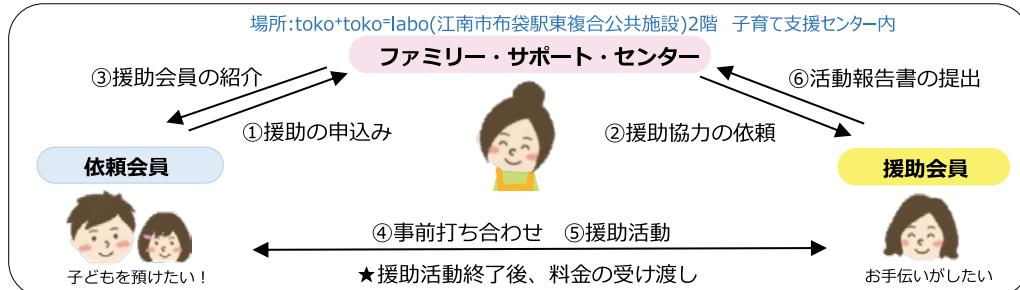
子どもを一時的に預けたい

※このほか、認可外保育施設など(P20参照)を利用し一時的に預けることができます。

ファミリー・サポート・センター

ID 1002890 問：ファミリー・サポート・センター 58-5885

江南市ファミリー・サポート・センターは、子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）と子育てのお手伝いをしたいと思っている方（援助会員）が、お互いに助け合いながら活動する組織です。依頼会員・援助会員の両方を兼ねることもできます。どちらの会員も募集中です。



●こんな時にもご利用ください。

就職活動をしたい・習い事の送り迎え・病院に行きたい
冠婚葬祭に連れて行けない・ゆっくり買い物がしたい
美容院にも行きたい・自分の休息がとりたいなど

●預けられる児童…生後7か月～小学6年生まで

●2人目からは半額ですが、預けられる人数は援助会員1名につき3人までです。送迎等での車使用は実費相当分がかかります。

●受付時間…月～土 午前8時30分～午後5時15分(日祝・年末年始休み)

※依頼会員の登録には保護者の顔写真が2枚必要です。詳しくはHPをご覧ください。無償化の対象については、保育課HPをご覧ください。 ID 1003404

報酬の基準(子ども1人30分あたり)	
月～金 (午前7時から午後7時)	350円
月～金 (上記以外)	400円
土日祝および年末年始	400円

一時保育

ID 1003362 問：各実施園

保護者の方が病気などの緊急の理由や、就労その他の理由で一時的に家庭で保育できない場合、一時的にお子さんを保育します。予約については保育課HPをご覧になるか、実施園へお問い合わせください。

●預けられる児童…生後7か月～就学前の児童

●実施場所（2園合わせて1か月14日まで）

宮田東保育園	☎070-1547-8785
中央保育園	☎070-1525-1298

●保育時間…月～金（土曜は応相談）、午前8時～午後4時（延長保育は午前7時30分～午後7時）

●無償化の対象については、保育課HPをご覧ください。 ID 1003404

子育て短期支援事業

ID 1011114 問：こども家庭センター 58-5850

子育て短期支援事業は、児童を養育している家庭の保護者が疾病、疲労その他身体上もしくは精神上などの理由で、一時的に養育が困難となった場合に、緊急一時的に児童養護施設などで一定期間お子さんを保護するものです。経済的な問題などの理由で必要な場合に限り、緊急一時的にお母さんとお子さんを保護することもできます。まずはご相談ください。

●保護できる児童…0か月～18歳未満の児童

●期間…1か月7日以内（1年度につき28日まで）

●利用料は一日分です。課税状況により減免される場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

利用区分	1日の利用料
2歳未満・2歳以上18歳未満で慢性疾患の児童	5,400円
2歳以上18歳未満	2,800円
緊急一時保護の母親	800円

病児・病後児保育事業

ID 1002874 問：こども政策課 54-1111(内線237)

病児・病後児保育とは、お子さんが病気中または回復期であるが集団保育ができない状態であり、かつ保護者が就労などで家庭保育を行うことが困難な場合、一時的にお子さんをお預かりするものです。ただし、病状によってはお預かりできない場合もあります。

あいあい病児保育室（IIこどもクリニック内）

●場所…飛高町泉215 ☎55-3302

●保育期間…月～金 午前8時30分～午後5時30分

（土日祝・年末年始・その他医師の休診日は利用できません）

●預けられる児童…市内在住の生後7か月～小学3年生

●定員…1日最大3人 ●利用料…1日 2,000円

（お子さんの年齢や感染症の種類により人数が制限されることがあります）

●持ち物…利用申請書・利用料・お弁当・飲み物・着替え・タオル・オムツなど

利用方法

①クリニックへの受診歴あり…利用前日～当日午前6時30分までにHPからインターネットで予約できます。（電話予約は前日午後5時30分まで、もしくは当日午前7時15分～9時まで）受診歴のない方…利用前日に受診し予約をするか、電話での仮予約となります。

②利用日の朝に受診して頂き、医師の受け入れ許可のもと、お子さんをお預かりします。



▲利用予約
(IIこどもクリニック
病児保育ページ)

市外の施設を利用した場合は（※近隣の施設はHPで紹介しています）

要件を満たす児童が市外の病児・病後児保育施設を利用した場合に、1日の利用につき日額1,000円を上限とし、利用料から2,000円を引いた額を助成します。

●期間…1回につき連続7日を限度

●申請…利用後にこども政策課へ必要書類を添えて申請してください。

●必要書類…病児・病後児保育を利用したことがわかるもの、病児・病後児保育利用料の領収書、振込みを希望する銀行口座がわかるもの

子どもの発達が気になったとき

こんなことはありませんか？

・「初めてのことに戸惑って不安がる」「友達とうまく関われない」「落ち着きや集中力がない」「生活や遊びの切りかえができない」「かんしゃくがひどい」など、育てにくさを感じる。

・最近よく聞く“発達障害”かも？でもどこへ相談したらいいの？

・児童精神科への受診をすすめられたけれど、受診するのはなんだか不安。

・児童精神科の初診日がだいぶ先。それまでの間アドバイスが欲しい。



うまくいかない経験の積み重ねにより、自分に自信が持てなくなってしまう子も少なくありません。早めに専門家からアドバイスをもらい、適切な関わり方や環境を整えることが大切です。

こども発達支援センターおりーぶ

子どもの発達に不安を感じている保護者や、障害児またその家族からの相談を受け、家族が安心して子育てができるよう支援したり、さまざまな機関へ援助・助言・連携をする地域の中核的な療育機関施設です。お気軽にご相談ください。



●赤童子町南山182 ☎54-1991 ●月～金 午前9時～午後5時

障害児(者)発達相談 ID 1003464

専門の相談員がお子さんや保護者の方と面接し、個々のケースに応じて、家庭での対応方法などについて助言します。お子さんの発達について気にならざるが有る方は、お気軽にご相談ください。

- 場所…村久野町寺町77（わかくさ園）
- 月2回程度（予約が必要です）
- 福祉課 ☎54-1111(内線248)